

第2期鎌倉市地域福祉計画策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

第2期鎌倉市地域福祉計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

2. 業務目的

社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「法」という。）第107条に基づき、令和8年度から令和15年度の計8か年（予定）を計画期間とする「第2期鎌倉市地域福祉計画」（以下「第2期計画」という。）を策定する。なお、令和10年度に中間見直しを行うものとする。

本業務は、平成31年度に策定した鎌倉市共生社会の実現を目指す条例に掲げる理念及び現在策定中の「（仮称）第4次鎌倉市総合計画」に掲げる基本方針を実現させていく中で生じる本市の地域福祉推進に関する課題等を整理・分析するとともに、社会動向、関連法令及び本市関連計画との整合性に留意しながら、市民の参画を図りつつ、全庁的な取組を踏まえ、第2期計画を策定するために必要な業務の全般的な支援及び計画書の作成を行うことを目的とする。

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日まで

4. 履行場所

鎌倉市全域ほか

5. 業務にかかる計画の範囲

第2期計画には、次の内容を含むものとする。

- （1）法107条第1項に規定する、地域福祉の推進に関する事項として同条第1項各号に掲げる事項を一体的に定める計画
- （2）成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に規定する、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画
- （3）生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者自立支援計画
- （4）再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画
- （5）法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項
その他厚生労働省令で定める事項を定める計画

6. 業務内容

（1）基礎データの整理・分析

以下に関して、計画策定において検討すべき事項の整理、分析及び研究を行う。

- （ア）人口動態、本市福祉行政の基礎データ等
- （イ）福祉に関する国、県などの動向

- (ウ) 各分野の福祉に関わる法令の改正、新たな法整備等
- (エ) 国、県が実施している施策等の整理、課題
- (オ) 鎌倉市総合計画及び本市が策定している各関連個別計画
- (カ) 鎌倉市における共生社会の推進に関する事項
- (キ) その他福祉に関して必要と思われる事項

(2) 地区別市民懇談会（ワークショップ）の運営補助（市内各所で10回程度の開催を予定）

- (ア) 資料の作成
- (イ) 懇談会の運営補助
- (ウ) 懇談会の結果の記録・整理・分析

懇談会は、鎌倉市社会福祉協議会が策定した「かまくらささえあい福祉プラン（第6次地域福祉活動計画）令和6年3月版」の推進状況の把握を兼ねることも想定し、日程や対象等は、市と社会福祉協議会が事前に調整を行う。

(3) 福祉関係団体等へのアンケートによる調査

福祉関係団体等（15団体程度）へのアンケートを実施予定。そのための支援を行う。

- (ア) アンケート対象先への調査依頼文・アンケート調査票（最大8ページ程度）の企画・作成
- (イ) アンケート実施支援
- (ウ) アンケート結果の記録・整理・分析

(4) アンケート調査

ア 調査票の設計

調査票を作成するに当たっては、国、県及び市の各種計画、モデル調査票案等を基に発注者と協議を行い決定する。調査票はA4両面6枚（原稿12ページ分）程度とし、レイアウトについては、回収率の向上につながるよう、工夫すること。

イ 調査票等の作成、印刷及び封入

調査票及び封筒（発送用・返信用）の印刷

調査票発送準備

※発送用封筒に調査票及び返信用封筒を封入し、封緘する。

※発注者が抽出した調査対象者のリストを基に、発送に必要な宛名ラベルのデータを発注者が受注者に提供し、受注者にて宛名ラベルの印刷・作成・貼付けを行う。

なお、宛名ラベルの印刷・作成・貼り付けが困難な場合は、発注者と協議のうえ、決定すること。

※返信用封筒については、料金受取人払いの表示を印刷する。

※封筒代並びに発送及び回収に係る郵送料は、受託者負担とし委託料に含める。

ウ 調査対象

市民3,000人、鎌倉市在住の13歳以上の市民（無作為抽出）

エ 調査票の回収

回収率は概ね50%を想定。調査方法にインターネットを併用することを妨げないが、インターネットの利用に係る追加の費用請求は認めない。

オ 集計・分析準備

回収した調査票の入力、単純・クロス集計及び分析を行う。

カ 調査結果報告書作成

調査結果の集計・分析及び報告書の作成を行う。成果品はデータ納品とする。

キ 宛名ラベル用データの返却

(5) 計画策定業務

ア 調査結果の計画への反映及び調整

イ 地域・地区の特性を踏まえた施策の反映及び調整

鎌倉市社会福祉協議会が策定した「かまくらささえあい福祉プラン（第6次地域福祉活動計画）令和6年3月版」及び同計画で行われた各種調査（次期計画策定に向けた懇談会・アンケート結果など）を反映し、かまくらささえあい福祉プランの推進状況との調和を図りつつ、必要な施策を提案すること

ウ 先進的事例の提供

計画策定に伴う施策を検討する際の資料とするため、基本方針、体系図、具体的な施策、進捗管理・指標等の提案にあたっては、著作権に配慮したうえで、全国自治体の特色ある福祉施策に関する事例について、30程度以上の事例提供を行う。

エ その他、策定にあたって特に配慮する事項

（ア）共生社会の推進

（イ）孤独・孤立対策

（ウ）ケアラー支援の取組

（エ）地域福祉活動にかかる人材や場の確保

（オ）生活や住まいに関する課題を抱えている方への総合的な支援の取組

（カ）事前防災の視点に立った防災と福祉の連携

なお、鎌倉市共生社会の実現を目指す条例に基づき、「それぞれの多様性を認め、お互いを思い、誰もが安心して自分らしく暮らすことのできる社会」を実現するために、表面化した課題だけではなく、潜在化する地域課題等の掘り起こしを行う。そのうえで、人と地域のつながりを強化するための施策、地域を基盤とする包括的支援策、持続可能な共生社会を実現させるための具体的な施策等も提案する。また、課題抽出に当たっては、地域で主体的に活動する住民の意見等を十分に反映させるための手法を提案し、発注者と協議の上、実施する。

(6) 会議補助・運営

鎌倉市地域福祉計画推進委員会（4回程度）に出席し、議事録を作成する。また、委員会の開催に先立ち、委員会資料等の作成を支援する。

委員会には、本業務の担当者が適宜オブザーバーとして出席し、付議結果をその後の作業に反映させる。

(7) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施につき、パブリックコメント資料の作成、パブリックコメント結果の取りまとめ等を支援する。

(8) 計画書の作成

仕様詳細は、「8 成果品」のとおり

※本計画は、本市が高齢者、障害者、こども、保健・医療等の保健福祉分野の施策を推進していくうえで基礎となるそれぞれの個別計画を横断的につなぐとともに、各計画を推進するうえでの共通の指針（共通理念）となる。この趣旨に沿った計画の構成とすること。

(9) 計画策定に係る発注者と受注者との打合せ（協議・調整）

鎌倉市地域福祉計画策定に向けて、発注者との打合せ（協議・調整）を行う（概ね1ヶ月に1回程度）。また、発注者と協議のうえ、WEB会議の対応も可とする。なお、原則として、本業務の主担当者が1名以上、必ず出席すること。また、会議等を行う場所は、発注者にて指定する。

(10) 計画に基づき発注者が進行管理を行うための帳票（計画進行管理票）案の作成
地域福祉計画策定後の進行管理を行うための帳票案を用意する。

7. 業務スケジュール概要（例）

年月	主な業務内容	庁内連絡会・委員会等
令和7年（2025年）4月	・社会動向の整理 ・本市の各種データや関連法改正等の整理 ・地域福祉推進のための現状と課題の整理 ・各地区・地域の特性の整理 ・計画骨子案作成	
令和7年（2025年）5月	・市民へのアンケート調査 ・福祉関係団体等へのアンケート ・地区別市民懇談会（ワークショップ） ・基本方針、体系図、具体的な施策、進捗管理・指標等の提案	第1回鎌倉市地域福祉計画庁内連絡会 第1回鎌倉市地域福祉計画推進委員会 ・計画骨子案の検討 ・地域福祉推進のための現状と課題の検討 ・アンケート調査票確定
令和7年（2025年）6月		
令和7年（2025年）7月	・現行計画の進捗管理とりまとめ	
令和7年（2025	・調査結果等報告	第2回鎌倉市地域福祉計画庁内連絡会

年) 8 月		・基本方針、体系図、具体的な施策、指標等の整理 第 2 回鎌倉市地域福祉計画推進委員会 ・基本方針、体系図、具体的な施策、進捗管理・指標等の検討 ・ヒアリング・ワークショップの結果の分析 ・令和 6 年度鎌倉市地域福祉計画推進状況報告書素案の確認（現行計画分）
令和 7 年（2025 年）9 月	・計画素案の作成・修正	
令和 7 年（2025 年）10 月	・計画素案の作成・修正	
令和 7 年（2025 年）11 月	・調査結果等報告 ・計画素案の作成・修正	第 3 回鎌倉市地域福祉計画庁内連絡会 ・計画素案の検討 第 3 回鎌倉市地域福祉計画推進委員会 ・計画素案の検討
令和 7 年（2025 年）12 月	・パブリックコメント実施 ・計画素案の提案	・計画素案の確定 メール等にて確認後、確定
令和 8 年（2026 年）1 月	・パブリックコメント結果	第 4 回鎌倉市地域福祉計画庁内連絡会 ・パブリックコメント結果報告 ・計画案の検討
令和 8 年（2026 年）2 月	・計画案の補正 ・計画書の原稿レイアウトの編集及び文書校正	第 4 回鎌倉市地域福祉計画推進委員会 ・パブリックコメント結果報告 ・計画案の検討 ・令和 6 年度鎌倉市地域福祉計画推進状況報告書素案の確認（現行計画分）
令和 8 年（2026 年）3 月	・計画の確定 ・計画書、計画書概要版、計画進行管理票案納品	

8. 成果物

（1）原稿の電子データ

Microsoft Word 形式と PDF 形式を CD-R に保存したものを納品する。本文フォントサイズは 12 ポイント程度を基本とする。概要版にのみ視覚障害者向け SP コードをつけること。

（2）計画書冊子

200 部、カラー刷り、A4 版 200 ページ程度

（3）計画書概要版（SP コードあり）

300 部、カラー刷り、A4 版二つ折り 4 ページ程度

(4) 計画書概要版（やさしい日本語版）（SP コードあり）

300 部、カラー刷り、A 4 版二つ折り 4 ページ程度

(5) 計画進行管理票案

原稿の電子データ（Microsoft Word 形式）を CD-R に保存したものを納品。

なお、計画書は、計画書の作成にあたっては、イラスト・図表等を用いながら、わかりやすい構成・内容となるよう配慮するものとする。カラーバリアフリーの配慮を行うものとする。

9. 納入場所

成果品納入場所は、鎌倉市健康福祉部福祉総務課福祉政策担当とする。

所在地：〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

10. 支払方法

発注者は、受託者が提出した成果品を検査し、委託業務の完了を確認した後、受注者より業務完了届及び支払請求書を受理したときは、委託料を支払うものとする。

11. 留意事項

(1) 受託体制

ア 受注者は、業務の詳細について、発注者と連絡・調整を十分に行い、業務の目的を達成しなければならない。また、主たる担当者（責任者）の連絡先等を明記した受託体制を発注者に提出し、発注者の了承を得ること。

イ 本業務の主たる担当者（責任者）を定め、本業務終了まで責任をもって対応すること。また、主たる担当者は、地域福祉計画などの行政計画の策定支援業務実績がある者とし、契約期間中において鎌倉市の地域特性の把握に努め、一貫して本業務に対する指示・管理が可能であること。また、業務の遂行にあたっては、受注者は発注者と十分に協議を重ねながら業務を実施すること。

ウ もし上記イを満たすことが不可能であると発注者が判断した場合、発注者は主たる担当者（責任者）等の交代を受注者に命じることが出来るものとする。

(2) 守秘義務

受注者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために、必要な措置を講ずること。

また、本業務のデータ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、発注者の指示に従うこと。受注者は、発注者より廃棄の指示を受けたときは、速やかに本業務のデータ等の内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、発注者へ報告し、了承を得ること。

(3) 個人情報の取り扱い

受注者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、鎌倉市個人情報保護条例（平成 5 年条例第 8 号）及び鎌倉市情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。

(4) 身分証明書の携行等

受注者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、発注者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(5) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書に明記の無い点又は疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず発注者と協議し承認を得ること。

(6) 成果物に係る留意事項

専門的又は特殊な法律・技術用語については、用語解説又は注釈を付記すること。また、成果物の納入後、発注者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受注者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

発注者は、本業務の報告書等の成果物の一部又は全部をホームページに掲載することができるものとする。受注者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。なお、成果物の納入先は、発注者が指示するものとする。

(7) 著作権等

成果物の所有権、著作権、利用権は発注者に帰属するものとする。また、受注者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。